

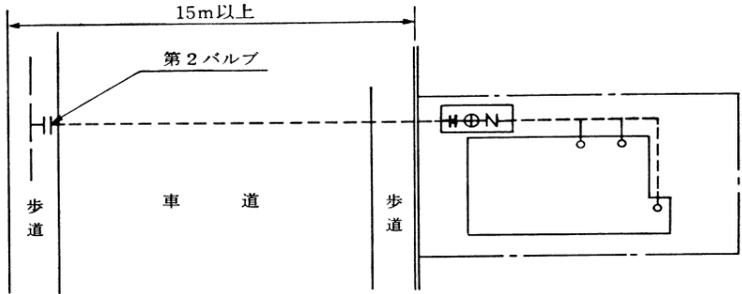
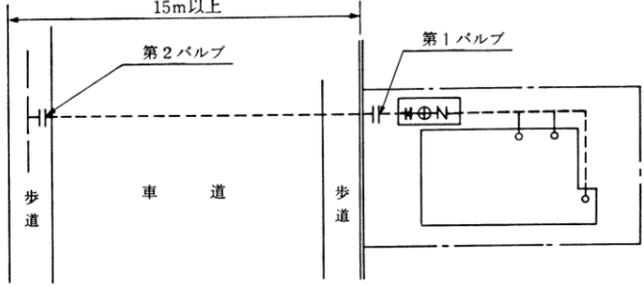
# 令和7年度「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」改正新旧対照表

ページ	( 現 行 )					( 改 正 後 )					改 正 理 由		
1-3-2	合成樹脂ライニング鋼管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管[VLSP(SGP-VB, VD)]	JWWA K 116	25A～	15A～ 150A	分岐箇所から最初に設ける止水栓までは、水道用ポリエチレン管に限る。	合成樹脂ライニング鋼管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管[VLSP(SGP-VB, VD)]	JWWA K 116	25A～	15A～ 150A	使用する条件については1-4-2に従うこととするため	
		水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管[PeLSP(SGP-PB, PD)]	JWWA K 132	50A	15A～ 100A			水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管[PeLSP(SGP-PB, PD)]	JWWA K 132	50A	15A～ 100A		
	合成樹脂管	水道用ポリエチレン二層管(PP)	JIS K 6762 (1種二層管)	25～ 50	13～50	宅地内の最初に設ける止水栓以降に限る。	合成樹脂管	水道用ポリエチレン二層管(PP)	JIS K 6762 (1種二層管)	25～ 50	13～50		
	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)	JIS K 6742					合成樹脂管	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)	JIS K 6742				
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	JIS K 6742					合成樹脂管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	JIS K 6742				
	合成樹脂管用継手	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K 6743 (TS接合)			宅地内の最初に設ける止水栓以降に限る。	合成樹脂管用継手	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K 6743 (TS接合)				
1-3-3	耐震型不断水用T字管	耐震型不断水用T字管(CP用)	管理者が指定するもの	分岐口径75～150	同口径を除く。	指定材料の新規及び追加指定を予定しているため	耐震型不断水用T字管	耐震型不断水用T字管(CP用) <u>可とう性あり</u>	管理者が指定するもの	分岐口径75～150			
								耐震型不断水用T字管(CP用) <u>可とう性なし</u>	管理者が指定するもの	分岐口径200～			
	メーター用	大口径メーターボックス	管理者が指定するもの 50～用 鋳鉄製 50・75 ステンレス製		三枚蓋 化粧ボックス(要事前協議)		メーター用	大口径メーターボックス	管理者が指定するもの 50～用 鋳鉄製 50・75用 ステンレス製 50・75用 鋳鉄製(注10)		三枚蓋 化粧ボックス(要事前協議) 二枚蓋小窓付(下拵付)		
	逆止弁用	大口径逆止弁ボックス I型 II型	管理者が指定するもの 75～用 鋳鉄製 50・75用 鋳鉄製 75用 ステンレス製		三枚蓋 二枚蓋 化粧ボックス(要事前協議)	逆止弁用	大口径逆止弁ボックス I型 II型	管理者が指定するもの 75～用 鋳鉄製 75用 鋳鉄製 75用 ステンレス製 75用 鋳鉄製(注10)		三枚蓋 二枚蓋 化粧ボックス(要事前協議) 二枚蓋小窓付(下拵付)			
	(注)	(1)～(6) (略)	(7) 車両が通行しないことを確認できる場所のみ使用できる。給水装置工事の申込みに先立ち、所管の管理事務所と事前協議を行うこと。 (8) 合成樹脂ライニング鋼管のねじ接合部には、管端防食形継手を使用すること。 (9) メーターフランジは、JIS B 8570-1：2013附属書JAのJA.7による。			(注)	(1)～(6) (略)	(7) 車両が通行しないことを確認できる場所のみ使用できる。給水装置工事の申込みに先立ち、所管の管理事務所と事前協議を行うこと。 (8) 合成樹脂ライニング鋼管のねじ接合部には、管端防食形継手を使用すること。 (9) メーターフランジは、JIS B 8570-1：2013附属書JAのJA.7による。 (10) 日常的に車両が通行しないことを確認できる場所のみ使用できる。給水装置工事の申込みに先立ち、所管の管理事務所と事前協議を行うこと。また、メーター及び給水用具の下には受台を設けること。					
1-4-1	1～6 (略)	7 配水管への取付口における給水管の口径は、25mm以上とする。(材料工法規程第7条第2項)	8 配水管への取付口と配水管の継手との間隔は、50cm以上としなければならない。(材料工法規程第7条第3項)	9 配水管への取付口の位置は、配水管の管末から2m以上上流側でなければならない。(材料工法規程第7条第4項)	10 サドル付分水栓、可とう式サドル付分水栓又は不断水用T字管を使用して金属管から口径50mm以下の給水管を分岐する場合は、貫通部に防食用の密着コアを取り付けなければならない。(材料工法規程第7条第5項)	11 <u>配水管への取付口における給水管の口径は、T字管を使用する場合を除き、分岐しようとする管の口径の4分の3以下でなければならない。(材料工法規程第7条第6項)</u>	1～6 (略)	<u>7 配水管への取付口における給水管の口径は、配水管の口径より小さいものとする。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。</u>	8 配水管への取付口における給水管の口径は、25mm以上とする。(材料工法規程第7条第2項)	9 配水管への取付口と配水管の継手との間隔は、50cm以上としなければならない。(材料工法規程第7条第3項)	10 配水管への取付口の位置は、配水管の管末から2m以上上流側でなければならない。(材料工法規程第7条第4項)	11 サドル付分水栓、可とう式サドル付分水栓又は不断水用T字管を使用して金属管から口径50mm以下の給水管を分岐する場合は、貫通部に防食用の密着コアを取り付けなければならない。(材料工法規程第7条第5項)	令和7年4月1日付けで材料工法規程を改正予定のため

# 令和7年度「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」改正新旧対照表

ページ	( 現 行 )	( 改 正 後 )	改 正 理 由
1-4-2	<p>12 共同溝に布設してある配水管から分岐して給水管を設ける工事では、給水管は占用許可書に定める配管としなければならない。(材料工法規程第7条第7項)</p> <p>13 給水管の引込みは、1給水装置について1分岐とする。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。(材料工法規程第7条第8項)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 原則として、配水管等からの分岐は、口径25mm以上とし、宅地内の最初に設ける止水栓までの給水管及び止水栓等の口径は、当該分岐箇所と同口径とすること。</u></p> <p><u>(3) 配水管等から給水管口径50mm以下の分岐を行う場合は、次に掲げる範囲まで耐震性に優れたポリエチレン管で施工すること。</u> ただし、道路管理者等の指示がある場合は、その指示に従うものとする。</p> <p><u>ア 配水管から分岐する場合</u> <u>分岐箇所から最初に設ける止水栓まで</u> <u>ただし、給水幹線を布設する場合は分岐箇所から給水幹線の管末まで</u></p> <p><u>イ 給水幹線から分岐する場合</u> <u>(7) 主管の管種がポリエチレン管の場合</u> <u>分岐箇所から最初に設ける止水栓まで</u> <u>(1) 主管口径75mm以上から分岐する場合</u> <u>分岐箇所から最初に設ける止水栓まで</u></p> <p><u>ウ 埋立地等で地盤の変動や沈下のおそれがある場合</u> <u>分岐箇所から宅地内の最初に設ける止水栓まで</u></p> <p><u>(4) ポリエチレン管施工範囲以降のメーターまでの給水管は、第3章第1節「給水装置指定材料一覧表」の中から最も適切な材料を選定し、使用すること。</u> なお、当該給水管についても耐震性に優れたポリエチレン管を使用することが望ましい。</p> <p><u>(5) 配水管等から給水管口径75mm以上の分岐を行う場合は、分岐箇所から最初に設ける仕切弁までは、耐震継手のものを使用すること。ただし、被分岐管が耐震継手管でない場合は耐震型不断水用T字管を不断水用T字管とすることができる。</u> なお、上記仕切弁以降のメーターまでの給水管についても耐震継手のものを使用することが望ましい。</p> <p><u>(6) 配水管等から分岐する場合の標準工法は、次の図に掲げるところによる。</u></p>	<p>12 共同溝に布設してある配水管から分岐して給水管を設ける工事では、給水管は占用許可書に定める配管としなければならない。(材料工法規程第7条第6項)</p> <p>13 給水管の引込みは、1給水装置について1分岐とする。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。(材料工法規程第7条第7項)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 配水管からの分岐口径は、他の使用者への流量等の影響を考慮し、原則として、配水管の口径より小さいものとする。</u></p> <p><u>(3) 原則として、配水管等からの分岐は、口径25mm以上とし、宅地内の最初に設ける止水栓までの給水管及び止水栓等の口径は、当該分岐箇所と同口径とすること。</u></p> <p><u>(4) 配水管からの分岐材料は、可とう式サドル付分水栓、サドル付分水栓、不断水用T字管、耐震型不断水用T字管を原則とする。</u></p> <p><u>(5) 口径50mm以下の給水管を布設する場合は、配水管等からの分岐箇所から、宅地内最初の止水栓までの施工箇所において、耐震性に優れたポリエチレン管を使用すること。</u> <u>また、給水幹線を布設する場合は、配水管等からの分岐箇所から、給水幹線の管末まで同様とする。</u> ただし、道路管理者等の指示がある場合は、その指示に従うものとする。</p> <p><u>(6) ポリエチレン管施工範囲以降のメーターまでの給水管は、第3章第1節「給水装置指定材料一覧表」の中から最も適切な材料を選定し、使用すること。</u> なお、当該給水管についても耐震性に優れたポリエチレン管を使用することが望ましい。</p> <p><u>(7) 口径75mm以上の給水管を布設する場合は、配水管等からの分岐箇所から、宅地内最初の仕切弁までの施工箇所において、耐震継手のものを使用すること。また、給水幹線を布設する場合は、技術上やむを得ない場合を除き、配水管等からの分岐箇所から、給水幹線の管末まで同様とする。ただし、被分岐管が耐震継手管でない場合は耐震型不断水用T字管を不断水用T字管とすることができる。</u> なお、上記仕切弁以降のメーターまでの給水管についても耐震継手のものを使用することが望ましい。</p> <p><u>(8) 配水管等から分岐する場合の標準工法は、次の図に掲げるところによる。</u></p>	<p>(2)分岐管口径は被分岐管口径より小さいものとする理由を記載するため</p> <p>(4)断水を伴わない分岐材料を原則とするため</p> <p>(5)(7)道路上に設置される止水栓以降についても、耐震性に優れた給水管に限定するため</p>
1-4-7	3 分岐工事上の注意	3 分岐工事上の注意	「分岐工事上の注意」ではないため削除、分岐口径については1-4-1に記載する以降、番号ずれの修正をするため
1-4-8	<p>(1)(2) (略)</p> <p><u>(3) 分岐口径は、他の使用者への流量等の影響を考慮し、原則として配水管等の口径よりも小さいものとする。</u></p> <p>(4)～(19) (略)</p>	<p>(1)(2) (略)</p> <p><u>(3)～(18)</u> (略)</p>	

# 令和7年度「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」改正新旧対照表

ページ	( 現 行 )	( 改 正 後 )	改 正 理 由																												
1-4-13	<p>キ 道路幅が15m以上の場合、歩道に設置する。</p> 	<p>キ 道路幅が15m以上で、<u>車道を横断する</u>場合は、歩道に設置する。</p> 	<p>表現の修正及びメーターボックス1次側に第1バルブを図示するため</p>																												
別表	<p>貯水槽水道立会費（各戸メーター方式）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">時間内</td> <td style="text-align: center;">5,410</td> <td>(1) 各戸メーターの口径にかかわらず、メーターの個数が30個までを1件とし、以後、10個増すごと（10個未満切上げ）に0.5件として立会費を徴収する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">125%</td> <td style="text-align: center;">6,770</td> <td>(2) 各戸メーター方式における管更生工事の立会にあつては、(1)と同様に立会費を徴収する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">135%</td> <td style="text-align: center;">7,310</td> <td>(3) 受水槽から各戸メーターの分岐点までの工事にあつては、1件分を徴収する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	区 分	金 額	備 考	1件につき	時間内	5,410	(1) 各戸メーターの口径にかかわらず、メーターの個数が30個までを1件とし、以後、10個増すごと（10個未満切上げ）に0.5件として立会費を徴収する。	125%	6,770	(2) 各戸メーター方式における管更生工事の立会にあつては、(1)と同様に立会費を徴収する。	135%	7,310	(3) 受水槽から各戸メーターの分岐点までの工事にあつては、1件分を徴収する。	<p>貯水槽水道立会費（各戸メーター方式）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">時間内</td> <td style="text-align: center;">5,410</td> <td>(1) 各戸メーターの口径にかかわらず、メーターの個数が30個までを1件とし、以後、10個増すごと（10個未満切上げ）に0.5件として立会費を徴収する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">125%</td> <td style="text-align: center;">6,770</td> <td>(2) 各戸メーター方式における管更生工事の立会にあつては、(1)と同様に立会費を徴収する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">135%</td> <td style="text-align: center;">7,310</td> <td>(3) <u>(1)(2)による徴収がない場合において</u>、受水槽から各戸メーターの分岐点までの工事にあつては、1件分を徴収する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	区 分	金 額	備 考	1件につき	時間内	5,410	(1) 各戸メーターの口径にかかわらず、メーターの個数が30個までを1件とし、以後、10個増すごと（10個未満切上げ）に0.5件として立会費を徴収する。	125%	6,770	(2) 各戸メーター方式における管更生工事の立会にあつては、(1)と同様に立会費を徴収する。	135%	7,310	(3) <u>(1)(2)による徴収がない場合において</u> 、受水槽から各戸メーターの分岐点までの工事にあつては、1件分を徴収する。	<p>取扱いを明確にするため</p>
工 種	区 分	金 額	備 考																												
1件につき	時間内	5,410	(1) 各戸メーターの口径にかかわらず、メーターの個数が30個までを1件とし、以後、10個増すごと（10個未満切上げ）に0.5件として立会費を徴収する。																												
	125%	6,770	(2) 各戸メーター方式における管更生工事の立会にあつては、(1)と同様に立会費を徴収する。																												
	135%	7,310	(3) 受水槽から各戸メーターの分岐点までの工事にあつては、1件分を徴収する。																												
工 種	区 分	金 額	備 考																												
1件につき	時間内	5,410	(1) 各戸メーターの口径にかかわらず、メーターの個数が30個までを1件とし、以後、10個増すごと（10個未満切上げ）に0.5件として立会費を徴収する。																												
	125%	6,770	(2) 各戸メーター方式における管更生工事の立会にあつては、(1)と同様に立会費を徴収する。																												
	135%	7,310	(3) <u>(1)(2)による徴収がない場合において</u> 、受水槽から各戸メーターの分岐点までの工事にあつては、1件分を徴収する。																												
3-9-2	<p>そのほか、<u>厚生労働省</u>の設置している「給水装置データベース」に掲載されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>ホームページアドレス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>厚生労働省</u>給水装置データベース</td> <td><a href="https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/">https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/</a></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	ホームページアドレス	<u>厚生労働省</u> 給水装置データベース	<a href="https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/">https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/</a>	<p>そのほか、<u>国土交通省</u>の設置している「給水装置データベース」に掲載されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>ホームページアドレス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>国土交通省</u>給水装置データベース</td> <td><a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html</a></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	ホームページアドレス	<u>国土交通省</u> 給水装置データベース	<a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html</a>	<p>国土交通省のホームページが公開されたため</p>																				
名 称	ホームページアドレス																														
<u>厚生労働省</u> 給水装置データベース	<a href="https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/">https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/</a>																														
名 称	ホームページアドレス																														
<u>国土交通省</u> 給水装置データベース	<a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html</a>																														
3-11-1	<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(注4) 耐震型不断水用T字管については、各メーカーから発行される講習修了証を確認し施工可とする。</p>	<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(注4) <u>可とう性のある</u>耐震型不断水用T字管については、各メーカーから発行される講習修了証を確認し施工可とする。</p>	<p>指定材料の新規及び追加指定に伴う変更をするため</p>																												